

安芸高田市地域おこし協力隊員 募集要項

【平成31年度任用】

平成31年3月11日現在
広島県安芸高田市

人口減少や高齢化等の進行が著しい当市にあって、地域外からの人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、地域力の維持及び強化に資する取組を推進するために、地域おこし協力隊員を下記のとおり募集します。

1. 配置先・主な業務・募集人数

配置先の主な業務の内容及び各募集人数は、次の表のとおりとなります。

募集部署	主な業務等	募集人数
企画振興部 地方創生推進課	<p>■農業 働きながら情報発信事業</p> <p>農業法人等で農作業をしながら学び、その日の作業や出来事を SNS やインターネットで情報を発信しながら、都市部の就農希望者と農業法人を繋いでいきます。</p> <p>①農業法人等で農作業を働きながら学ぶ(1年目は2か月程度で5~6か所の農業法人等で農作業に従事します)</p> <p>②1日の活動、出来事などを「活かした情報」として、SNS やインターネットで情報発信</p> <p>③都市部の就農希望者と農業法人等をマッチング</p> <p>【任期終了後のビジョン】 農業法人等で就職や起農 【業務場所】 地方創生推進課を拠点に営農法人、大規模農家等</p> <hr/> <p>【業務ごとに必要な資格や求める人材等】</p> <ul style="list-style-type: none">・農業で働きたい方・自分のやりたい農業を探している方・農の情報を魅力的に発信できる方・地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方	1名
産業振興部 商工観光課	<p>■観光振興事業</p> <p>安芸高田市における観光振興を図るため、安芸高田市観光協会において、観光振興の情報収集及び発信並びに各種イベントの企画運営を行い、来訪者に市内の観光案内及び観光周遊を促進していきます。また、平成32年開業の道の駅「(仮称)あきたかた」での開業イベント及び集客イベントの企画運営を行っていきます。</p> <p>①市内観光情報の収集・発信(窓口・WEB等)</p> <p>②観光イベント等、観光振興事業の企画・実施</p> <p>③地域資源を活用した特産品の開発</p> <p>④地域資源を活用した旅行商品の開発と企画・販売</p> <p>⑤その他観光振興に関する業務</p> <p>【任期終了後のビジョン】 安芸高田市観光協会への就職 【業務場所】 商工観光課又は安芸高田市観光協会</p>	1名

	<p>【業務ごとに必要な資格や求める人材等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の観光振興に熱意を持って取り組む意欲のある人 ・「総合旅行業務取扱管理者」資格を有する人又は同資格の取得に意欲のある人 ・ICTに関する知識を有する人 ・複式簿記に関する知識を有する人 	
共通業務及び活動		
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域おこしの提案と実践（分野は問いません） (2) 連絡会議・研修会・成果報告会などへの参加 (3) その他、目的達成に資する活動 		

2. 応募資格等

- (1) 年齢 20歳以上50歳以下の人（性別不問）
- (2) 居住地要件（現在お住まいの住所地）
都市地域（条件不利地域（注）は除く）にお住まいの人、または、当市以外の同一地域で地域おこし協力隊員に一定期間（2年以上）従事し、かつ、解嘱から1年以内の人
注．条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域をいう。
①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）②山村振興法
③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法
- (3) 委嘱期間中、安芸高田市に移住し、住民登録ができる人
- (4) 普通自動車運転免許を所有している人
- (5) ワード・エクセル・パワーポイントなどの一般的なパソコンの操作ができる人
- (6) 地域活性化に関する活動に積極的に参加できる人
- (7) 誠実に業務を行うことができる人
- (8) 任期終了後、安芸高田市において起業・定住に意欲がある人
- (9) 地方公務員法第16条に該当しない人

3. 雇用形態・任期

- (1) 非常勤特別職として、市長が委嘱します。
- (2) 委嘱期間は、任用の日から平成32年3月31日までです。
ただし、活動状況を勘案して1年ごとに、最長3年を限度として再度委嘱することができます。

4. 報酬等

基本報酬（月額） 200,000円

※ 社会保険（厚生年金・健康保険・雇用保険）等の本人負担分が差し引かれます。

※ 任用が延長された場合、平成32年（2020年）4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、報酬及び待遇・福利厚生等が変更になる場合があります。

5. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 週4日（週29時間）の勤務で、これを超える勤務は、原則として勤務時間の振替により調整します。
- (2) 活動時間帯は、活動内容によって変動します。

6. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険等（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入します。

- (2) 居住のための費用として（月額）30,000円を助成します。
- (3) 光回線等の通信基本料（年間）約50,000円を助成します。
- (4) 活動には公用車を使用します。
- (5) パソコン等事務機器は、市が貸与します。
- (6) 活動に関連して出張等を行った場合は市の一般職員の例により旅費を支給します。
- (7) 活動に必要と認められる経費は、予算の範囲内で負担します。
- (8) 通勤手当の支給は有りません。

7. 応募手続

- (1) 応募期間
平成31年 3月11日（月） ～ 平成31年4月12日（金）（必着）

- (2) 提出書類

- ① 安芸高田市地域おこし協力隊応募用紙
- ② 履歴書：書式は任意・写真（6か月以内・上半身・無帽・正面）貼付
- ③ 住民票（世帯全員の記載のあるもの）
- ④ レポート（A4用紙1枚程度で書式は自由）
 - テーマ ・地域おこし協力隊に応募した動機について
 - ・地域おこし協力隊で行いたい活動、活かしたい能力について

※応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

- (3) 応募先

次のところに郵送又は持参してください。

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市役所 企画振興部地方創生推進課 「地域おこし協力隊」募集担当

（郵送の場合）

提出書類を角形2号封筒（縦33.2cm×横24cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「地域おこし協力隊応募」と書き、裏に申込者の「郵便番号・住所・名前」を明記し、郵便局の窓口で必ず特定記録郵便扱いとして投函してください。その際、郵便局で発行される受領書は、第1次選考可否の通知が届くまで大切に保管しておいてください。

8. 選考方法、結果の通知

- (1) 選考方法

- ① 第1次選考

受付期間終了後、書類審査により1次選考を行います。

なお、合否の結果は、文書等で個別に通知します。

- ② 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、安芸高田市において4月下旬に面接試験を実施します。

日時・場所については第1次選考結果通知で、対象の方へお知らせします。

※応募にかかる経費（書類申請・面接時の交通費）は全て応募者の負担となります。

- (2) 選考結果の通知

第2次選考終了後、文書で個別に通知します。5月上旬を予定しています。

9. その他

安芸高田市は、公共交通機関の利便性はよくありません。勤務以外の生活には、自家用車をお持ちの方が便利です。

10. お問い合わせ先

安芸高田市役所 企画振興部地方創生推進課（担当：岡本・立川）

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

電話0826-42-2124 FAX 0826-42-4376

メール chihouseisei@city.akitakata.jp

※地方公務員法

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者